

関市農業委員会総会議事録

場所：関市役所 6階大会議室

○議事日程

令和5年3月7日（火曜日）午前10時00分開議

- (1) 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (3) 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第4号事業計画変更申請に対する意見について
- (5) 議案第5号農用地利用集積計画の承認について

○出席委員（16名）

1番 安田 美雄 君	2番 臼田 正嗣 君	3番 山田 彰 君
4番 井上 正隆 君	5番 野田 卓志 君	6番 伊藤 均 君
7番 吉田 和子 君	10番 八代 治郎 君	11番 足立 昌人 君
12番 青山 雅紀 君	13番 永田 千春 君	14番 西田 耕三 君
15番 西部 徹 君	16番 長尾 始 君	17番 野村 茂 君
18番 日置 香 君		

○欠席委員（3名）

8番 玉田 和久 君	9番 山田 タツエ 君	19番 田下 喜代 君
------------	-------------	-------------

○委員以外の出席者

農業委員会事務局長 山岡透 君 農業委員会事務局課長補佐 長谷部香織 君
農業委員会事務局課長補佐 山田牧広 君 洞戸事務所主任主査 李浩基 君

○議長（野村 茂 君）

総会にご出席いただきありがとうございます。暖かくなり、外で作業される機会が増えると思いますが、事故等には十分ご注意ください。

また、来月は県会議員、市議会委員選挙がありますが、非常勤公務員の立場になるため、公職選挙法に抵触しないよう気を付けてください。

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

ありがとうございました。では、欠席議員の報告をさせていただきます。8番玉田委員、9番山田委員、19番田下委員の3名になります。それでは、議案の審議をお願いします。

○議長（野村 茂 君）

ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。

会議規則第8条の規定により、過半数以上の委員さんの出席により、総会は成立しています。

次に、議事録署名委員の指名を行います。11番足立委員さん、12番青山委員さんのお二人をお願いします。これより、議案の審議に入ります。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について

農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので審議を求めます。

議案は、1ページになります。1番の案件につきましては議案発送後に取り下げ依頼がありましたので、欠番となります。

1番の案件

取り下げとなります。

2番の案件

議案は1ページ、位置図は、3・4ページになります。

申請地は、下迫間公民館の北100m程に位置する

農振農用地区域内の登記・現況地目 田 1463㎡

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、耕作継続が今後は困難であると考えており、売却し生活資金に充当するため譲渡すると言うもの。

譲受人は自宅に近接する本申請地を取得し、効率的に米作を行うため譲り受けるというものでございます。

3番の案件

位置図は、5・6ページになります。

申請地は志津野転作促進技術研修センターの北東400m程に位置する

農振農用地区域内の登記地目 田、現況地目 畑、6筆 合計7119㎡

申請の目的は、使用貸借権の設定です。

使用貸人は使用借人の要望に応諾すると言うもの。

使用借人は自社農場での農業に、必要な作業ため申請地を借り受けると言うものでございます

本案件は、5条6番、5条7番と同時許可となります。

4番の案件

議案は2ページ、位置図は、7・8ページになります。

申請地は、関市農村婦人の家の北450m程に位置する

農振農用地区域内の登記地目 田、現況地目 畑、3筆 合計1147㎡

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、仕事が忙しく、農地の管理が出来ないので、申請地を売却するというもの。

譲受人は、建設業を中心に仕事をしてきたが、農業に力を入れていきたいと考え、申請地を買い受けてブドウを栽培するというものでございます。

5番の案件

議案は3ページ、位置図は、9・10ページになります。

申請地は、東海環状自動車道関市広見インターチェンジの南西600m程に位置する

農振農用地区域内の登記・現況地目 田、4筆合計 1271.92㎡

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、相続により農地を取得したが、遠隔地に居住しており、農地の耕作・管理が困難であるため当該申請地を売り渡し、対価を生活資金に充当するというもの。

譲受人は、農業経営を拡大し、生活の安定を図ると言うものでございます。

6番の案件

位置図は、11・12ページになります。

申請地は、武儀生涯学習センターの西400m程に位置する

農振農用地区域内の登記・現況地目 田、3筆合計 2020㎡

申請の目的は、所有権移転です。

譲渡人は、申請地を2年前に相続したが、会社勤めをしており耕作する時間がないので、申請地を継続して耕作してくれる譲受人に売却するというもの。

譲受人は、申請地を買い受けて、農業経営の一層の拡充を図ると言うものでございます。

7番の案件

位置図は、13・14ページになります。

申請地は、殿村上野地区浄化センターの北東600m程に位置する

農振農用地区域外の登記・現況地目 畑、1147㎡のうち707.66㎡。

申請の目的は、区分地上権の設定です。

設定期間は、3年間です。

賃貸人は、賃借人の要望に応えるというもの。

賃借人は、申請地にて営農型太陽光発電を行うため、区分地上権を設定したいというものでございます。

区分地上権とは、太陽光発電システムなどの工作物を、他人の土地の地下や上空を使用する権利のことになります。

本案件は、5条12番と同時許可案件となります。

全ての申請地について、2月14日に現地を確認したところ、農地であることを確認しております。以上、所有権移転に関するもの5件、使用貸借権に関するもの1件、地上権に関するもの1件につきまして、ご審議をお願いします。

○議長（野村 茂 君）

事務局の説明が終わりました。質疑等いただく前に、それぞれの担当地区について、営農状況をお伺いします。2番の案件につきまして臼田委員さん、3番の案件につきまして山田彰委員さん、4番、5番の案件につきまして、青山委員さん、6番、7番の案件につきまして、西部委員さんから、譲受人の営農状況等について、お伺いをいたします。

○2番（臼田 正嗣 君）

特にありません。

○3番（山田 彰 君）

特にありません。

○12番（青山 雅紀 君）

特にありません。

○14番（西田 耕三 君）

特にありません。

○議長（野村 茂 君）

他の委員さんで補足説明がある方は挙手にて発言をお願いします。

ないようですので、質疑のある方は挙手をお願いします。安田委員さんどうぞ。

○1番（安田 美雄 君）

3番の案件ですが、私の記憶では過去にこの方は、個人で農地を取得してやられるということだったと思いますが、今回は会社の名前になっておりますが、説明はありませんでしたが、これは農地所有適格法人になったということでしょうか。それによってこの事業を開始できるという説明ですか。配置図がありますが、こういったものを法人の名でやられるということに変わったということでしょうか。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

質問にお答えさせていただきます。今回譲受人さんが計画させている配置図になります。昨年1年かけて、個人で3条取得されたものです。このたび〇〇会社が、農地所有適格法人ではなく、使用貸借権の契約において〇〇氏個人から法人で農業を営むという計画になっております。解除条件付きの使用貸借という形で、〇〇という法人でやっていくということになっております。のちに5条でもでてきますが、若干作業が行われているところをございまして、市と県で指導のほうをさせてもらっています。手続きが遅れているところについて、今回追認という形で是正指導の下に追認の申請を出してもらったということになります。

○1番（安田 美雄 君）

事業変更という考え方で捉えることはできないんですか。新規という形で使用貸借権を結ぶということになるんですか。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

昨年の3条で〇〇さん個人が取得されたときは、権利の異動ということになりますので営農計画で事業を出してもらっているのですが、その点については事業計画変更ということではなく、法人の取得になり、新規で事業を始めるということになっています。

○1番（安田 美雄 君）

分かりました。

○議長（野村 茂 君）

他に質疑はありますか。ないようですので、これより採決をします。議案第1号の6件について、許可することに、異議のない方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（野村 茂 君）

全員挙手のため、議案第1号の6件について許可することとします。

続きまして、議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

を議題とします。事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

議案第2号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について農地法第4条の規定により、下記農地の申請がありましたので意見を求めます。議案は、4ページになります。

1番の案件

位置図は、15・16ページになります。

申請地は、富岡小学校の北西350m程に位置する

登記・現況地目 畑、183.60㎡

農地の区分は、都市計画用途地域内の農地であるため、第3種農地と判断します。

転用目的は、一般個人住宅です。

申請人は、現在、神奈川県に住んでいるが、帰省して実家に隣接する申請地に、住宅を建築するというものです。

2月14日に現地を確認したところ、畑で農地性ありと確認しています。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

2番の案件

位置図は、17・18ページになります。

申請地は、長良川鉄道関口駅の東100m程に位置する

登記地目 田、現況地目 雑種地、631㎡

農地の区分は、都市計画都市計画用途地域内の農地であるため、第3種農地と判断します。

転用目的は、貸駐車場です。

申請人は、相続した土地を、月極貸駐車場として利用するというものです。

2月14日に現地を確認したところ、昭和31年頃から、貸駐車場として利用されており、始末書が添付されております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

3番の案件

位置図は、19・20ページになります。

申請地は、跡部2号組集会場の南120m程に位置する

登記地目 田、現況地目 宅地、46㎡

農地の区分は、住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連たんしている区域内の農地であるため、第3種農地と判断します。

転用目的は、一般個人住宅です。

申請人は、隣接する武芸川町跡部605番1、604番4を一般住宅敷地として使用しているが、手狭であり形状が悪いので一般住宅敷地として使用するというものです。

2月14日に現地を確認したところ、昭和55年頃から、住宅用敷地として利用されており、始末書が添付されております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

以上、3件についてご審議をお願いします。

○議長（野村 茂 君）

事務局の説明が終わりました。現場確認をされた、安田委員さん、ご意見や補足説明がありましたらお願いします。

○1番（安田 美雄 君）

1番の案件ですが、一体利用地に建物がありまして、それを壊して新たに立て直すということで、

申請の内容に詳しく書いてあるとありましたが記載がないようでしたので、現地を調査したところ、そのようでした。2番は駐車場として整備されていまして、特にはないです。

○議長（野村 茂 君）

本日欠席の田下委員さんから3番の案件については問題ありませんという回答をいただいておりますので、お願いします。

他に、補足説明、ご意見のある委員さんは挙手にて発言をお願いします。

ないようですので、これより採決します。

議案第2号の3件について、原案のとおり、岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長（野村 茂 君）

全員挙手のため、議案第2号の3件について、原案のとおり岐阜県知事に進達することと致します。続きまして、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めます。

議案は、5ページからになります。

1番の案件

位置図は、21・22ページになります。

申請地は、島集会場の南200m程に位置する

登記・現況地目 田、10筆 12,408㎡。

農地の区分は、農振農用地区域内の農地です

転用の目的は、砂利採取の一時転用です。

一時転用期間は、18ヶ月です。

賃貸人は、賃借人の要望に応えると言うもの

賃借人は、砂利採取業を営んでおり、申請地において砂利採取を行いたいと言うものでございます。

2月14日に現地を確認したところ、田で農地性ありと確認しています。

申請地は、農振農用地であるため、原則不許可であります。一時転用であるため、農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えます。

2番の案件

議案は8ページ。位置図は、23・24ページになります。

申請地は、長良川鉄道富岡駅の南160m程に位置する

登記・現況地目 田、1139㎡のうち518㎡

農地の区分は、都市計画用途地域内にある農地のため、第3種農地と判断します。

転用の目的は、一般個人住宅でございまして。

譲渡人は、耕作が困難な為、譲受人の要望により、譲り渡すと言うもの。

譲受人は、自身の子供2人の為の宅地として造成したいと言うものでございまして。

2月14日に現地を確認したところ、農地性ありと確認しています。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

3番の案件

位置図は、25・26ページになります。

申請地は、東山公民センターの東300m程に位置する

登記地目 畑、現況地目 宅地 155㎡。

農地の区分は、都市計画用途地域内のため、第3種農地と判断します。

転用の目的は、自動車修理業車両置場・物置です。

譲渡人は、譲受人の要望に応えると言うもの。

譲受人は、現在、申請地の申請地の東側において自動車修理業を営んでおりますが、敷地が狭く車両置き場及びタイヤ等を保管する物置が無いいため、車両置き場、物置敷地として利用したいと言うものでございます。

2月14日に現地を確認したところ、車両置き場敷地として利用されていることを確認しました。申請地は昭和50年に農地法5条の転用許可を受けましたが、地目変更が行われておらず事業が完了していないため、上申書が添付されています。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します

なお、本案件は、事業計画変更1番と同時許可案件となります。

4番の案件

議案は9ページ、位置図は、27・28ページになります。

申請地は、下迫間公民館の北西300m程に位置する

登記・現況地目田333㎡。

農地の区分は、住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連たんしている区域に近接する

10ha未満の農地の区域内の農地であるため、第2種農地と判断します。

転用の目的は、一般個人住宅です。

譲渡人は、譲受人の要望に応えると言うもの。

譲受人は、現在、賃貸住宅に居住しており、家族人員の増加により、現在の住居では手狭となった為、実家に近い申請地を譲り受け、住宅を建築したいと言うものでございます。

2月14日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しております。

申請地は、第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。

5番の案件

位置図は、29・30ページになります。

申請地は志津野転作促進技術研修センターの北東400m程に位置する

農振農用地区域内の登記地目 田、現況地目 畑、5筆合計5093㎡

農地の区分は、農用地区域内の農地です。

転用の目的は、土壌改良の一時転用です。

一時転用期間は、6ヶ月です。

使用貸人は、使用借人の要望に応えると言うもの。

使用借人は、自社農場の作業が必要となるため土壌改良を行うと言うものでございます。

2月15日に現地確認をしたところ、許可が必要との認識が無かった為、令和4年11月～12月にかけて土壌改良を着手されておりましたが、現在は中断されていることを確認しており、始末書が添付されています。

申請地は、農振農用地であるため、原則不許可であります。一時転用であるため、農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えます。

本案件は、3条3番、5条6番と同時許可となります。

また、本案件、5条6番の案件は、認識の誤りにより着手したものを、是正するために申請し、追認の許可を得るためのものになります。

6番の案件

位置図は、31・32ページになります。

申請地は志津野転作促進技術研修センターの北東400m程に位置する

農振農用地区域内の登記地目 田、現況地目 畑、2筆合計2915㎡

農地の区分は、農用地区域内の農地です。

転用の目的は、農業用施設です。

使用貸人は、使用借人の要望に応えるというもの。

使用借人は、自社農場の作業が必要となるための施設を1ヶ所に集めると言うものでございます。

2月15日に現地確認をしたところ、農業用施設であることを確認しております。

令和4年11月～12月にかけて、散水ホース用電源等が設置されており、始末書が添付されています。

申請地は、農振農用地であるため、原則不許可であります。農業用施設であるため、農地転用の制限の例外基準を満たすものと考えます。

本案件は、3条3番、5条5番と同時許可となります。

7番の案件

議案は10ページ、位置図は、33・34ページになります。

申請地は、倉知小学校の西600m程に位置する

登記・現況地目 畑、2筆合計281㎡

農地の区分は、都市計画用途地域内のため、第3種農地と判断します。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

使用貸人は、使用借人の要望に応えるというもの。

使用借人は、現在アパートに住んでいるが、手狭になってきたため、土地所有者の父から申請地を借り受け、住宅を建設したいというものでございます。

2月14日に現地を確認したところ、畑で農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します

8番の案件

位置図は、35・36ページになります。

申請地は、倉知小学校の東200m程に位置する

登記・現況地目 畑、2筆合計673㎡

農地の区分は、都市計画用途地域内のため、第3種農地と判断します。

転用の目的は、一般個人住宅でございます。

譲渡人は、農地として維持管理することが困難になってきたというもの。

譲受人は、一般個人住宅を建築し居住したいというものでございます。

2月14日に現地確認をしたところ、畑で農地性有り確認しています。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

9番の案件

議案は11ページ、位置図は、37・38ページになります。

申請地は、関市役所の南200m程に位置する

登記地目 畑、現況地目 雑種地、281㎡

農地の区分は、都市計画用途地域内のため、第3種農地と判断します。

転用の目的は、一般個人住宅でございます

譲渡人は、相続により申請地を取得したものの、遠方の為、農地として維持管理していくことが困難な為、申請地を売却して、生活資金に充てたいというもの。

譲受人は、現在、マンション住まいであるが、独立して自分の家を持ちたいというものでございます。

2月14日に現地を確認したところ、平成元年頃から、砂利舗装されており、始末書が添付されています。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

10番の案件

位置図は、39・40ページになります。

申請地は、関市浄化センターの東570m程に位置する

登記地目 畑、現況地目 雑種地、426㎡。

農地の区分は、住宅、事業施設、公共・公益的施設等が連たんしている区域に近接する10ha未満の農地の区域内の農地であるため、第2種農地と判断します。

転用の目的は、貸資材置場及び貸作業場です。

譲渡人は、高齢の為、耕作することが困難になり、譲受人の要望に応えると言うもの。

譲受人は、隣接する建物を所有する不動産賃貸業者であり、借主から建物と同時に申請地を製品の積み下ろし等に利用したいとの申し出があり、取得すると言うものでございます。

2月14日に現地を確認したところ、平成5年頃からコンクリート舗装されており、始末書が添付されています。

申請地は、第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。

11番の案件

位置図は、41・42ページになります。

申請地は、新田公民センターの北100m程に位置する

登記・現況地目 田、2筆合計1522㎡

農地の区分は、都市計画用途地域内のため、第3種農地と判断します。

転用の目的は、宅地分譲でございます。

譲渡人は、多忙であることから、農地として維持管理していくことが困難になったと言うもの。

譲受人は、不動産業を営んでおり、本申請地を住宅用の宅地として造成、分譲し、販売したいと言うものでございます。

2月14日に現地を確認したところ、田で農地性ありと確認しております。

申請地は、第3種農地であるため、転用はやむを得ないものと判断します。

なお、本案件は、1,000㎡を超えているため、関市開発指導要綱に基づく開発協議が必要であります。

12番の案件

位置図は、13・14ページになります。

申請地は、殿村上野地区浄化センターの北東600m程に位置する

登記・現況地目 畑、1147㎡のうち0.35㎡(支柱部分)

農地の区分は、10ha以上の一団の農地区域内の農地であるため、第1種農地と判断します。

転用の目的は、営農型太陽光発電施設の一時転用です。

一時転用期間は、3年間です。

賃貸人は、賃借人の要望に応えると言うもの

賃借人は、現在、営農型太陽光発電施設を設置しており、一転転用期間が満了することから事業を継続したいと言うものでございます。

2月14日に現地を確認したところ、畑で農地性ありと確認しています。

申請地は、第1種農地であるため、原則不許可であります。一時転用であるため、第1種農地の制限の例外基準を満たすものと考えます。

本案件は、3条7番と同時許可案件となります。

13番の案件

議案は12ページ、位置図は、43・44ページになります。

申請地は、明ヶ島運動公園の西120m程に位置する

登記地目 畑、現況地目 山林 2筆743㎡

申請地は、明ヶ島運動公園の南西900m程に位置する

登記地目 畑、現況地目 山林 49㎡

申請地は、明ヶ島運動公園の南西1000m程に位置する

登記地目 田、現況地目 山林 79㎡

申請地は、明ヶ島地区農業集落排水処理場の北東50m程に位置する

登記地目 畑、現況地目 山林、2筆478㎡

申請地は、阿木集会場の南西200m程に位置する

登記地目 畑、現況地目 山林、9筆1742㎡

合計15筆3091㎡

農地の区分は、中山間地域等の未整備の小規模農地のため、第2種農地と判断します。

転用の目的は、植林です。

譲渡人は譲受人の要望に応えると言うもの。

譲受人は申請地を譲り受け、山林を保有し管理したいと言うものでございます。

2月15日に現地を確認したところ、60年程前から植林がされており、始末書が添付されております。

申請地は、第2種農地であるため、代替地性について検討した結果、他に事業の目的を達成することが出来る土地がないため、転用はやむを得ないものと判断します。

○議長（野村 茂 君）

事務局の説明が終わりました。現場確認をされた、担当地区の委員さんより、ご意見を頂きたいと思っておりますので、まずは第1地区担当の安田委員さん、臼田委員さん、山田彰委員さん、1番から6番の案件につきまして、ご意見や補足説明をお願いします。安田委員より順番をお願いします。

○1番（安田 美雄 君）

1番は特にありません。2番の案件は宅地造成ということですが、図面を見ますと進入路が若干狭いと思ひまして、と言いますと現地に農地を持って見える方がいまして、進入路としては営農に支障があるのではないかなと思ひました。この点について、検討してもらおうと思ひます。最近では農機具が大型化していますので進入路がこれではフェンス等に引っかかることもあり得ます。3番については特にありません。

○議長（野村 茂 君）

ありがとうございました。続いて臼田委員さんをお願いします。

○2番（臼田 正嗣 君）

特に問題ありません。

○議長（野村 茂 君）

山田彰委員さんをお願いします。

○3番（山田 彰 君）

特にありません。

○議長（野村 茂 君）

それでは2番の案件について、安田委員さんから進入路が狭いため営農に支障があるのではないかと意見がありましたが、この件につきまして何かご意見ある方はいますか。安田委員さん、この件についてはご心配されているということですね。

○1番（安田 美雄 君）

そうですね。図面を見てもらいますと、989番地の農地を耕作されている方は大型の農機具を持

ってみえまして、フェンスを設けるとありますので、フェンスはできればもう一度考えてもらいたいなということと、4 mということでもう少し幅も考えてもらいたいと思いました。

○議長（野村 茂 君）

これは事務局のほうで検討してもらおうのか、この場で皆さんの意見をお伺いするのか、どうしますか。

○1番（安田 美雄 君）

本人に進入路を広くしてもらおうか、埋め立てるときに道路からかなり低いものですから、フェンスをやるとかなり狭く感じる可能性があります。道路が1 mほどですので、そのあたりが支障があるのではないかと思います。もう少し広くしてもらおうよう、事務局のほうからお願いしてもらおう必要があるのかなと思いました。測量図ができてしまっているの、難しいかもしれませんが、そう思いました。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

こちらですが、隣地同意書がありませんのでその提出を求めたいと思います。あと、地域住民の方からの情報提供で、当該地が駐車場になるというお話があるのですがという意見をいただいております。その旨を申請者に市の補正ということで投げかけました。申請の内容は駐車場ということではなく、申請者は3人の子供がおり、そのうち2人が居を構える予定であり、それに向け、申請者が土地取得、造成、住宅2棟を新築する計画を立てました。計画を実現するための本申請となっております。駐車場については、申請人も代理人も不知のところであり、そのような情報が行きかうことに対して懸念をしております、という回答をいただいております。

○農業委員会事務局課長補佐（長谷部 香織 君）

追加でお答えさせていただきます。今の駐車場になるのではという案件ですが、残地の残り方が宅地造成していくような残し方であるのではということも踏まえましてこのような問い合わせをさせていただきました。と言いますのも、この方の旦那さんにあたる方が隣の土地が貸し事務所ということでこの農地全体で転用を取られました。しかし、建物を建てる業者が分筆されまして、南側に2棟を分譲住宅として売ってみえます。このことも踏まえてここが貸し駐車場という当初の計画が無くなっておりまして、ここが家を建てるのではなく、駐車場になるのではという懸念が1点、残し方から同じように家が建つのではということで問いかけをさせてもらいました。また、安田委員さんが言われたように4 mはとってあるんですが、機械も大型化しているので回ったりするのにフェンスにぶつかるのではないかと心配もあります。あと計画も今すぐに家を建てるのではなく、近い将来という回答をいただいております。近い将来ということでもまだ正確には決まっていなかなと思います。であれば、もう少し計画を立ててもらって、隣地承諾も取ってもらってからやらせてもらってもいいのかなとも思っています。皆さんの意見も聞いて進達するのか、いったん保留にするのかどちらがいいのかなと皆さんのご意見をお聞きしたいと思います。

○議長（野村 茂 君）

安田委員さんからのご意見では、一番懸念されるのが農機具が大きいので、進入に支障があるのではないかとということ、事務局からの説明では、隣地承諾はまだ出ていないということと、急を要することではなく、目的が定かではないと思われるということでした。この件について、皆さんのご意見をお伺いしたいと思います。何かありませんか。無いようですので、安田委員さんからの説明、事務局からの説明に対して皆さんのご意見をお聞きしたいと思います。保留にするか、原案のとおり岐阜県知事に進達するかをお聞きしたいと思います。保留することに賛成の方は挙手をお願いいたします。原案のとおり岐阜県知事に進達することに賛成の方は挙手をお願いいたします。賛成の方は8名、保留にするという方が3名、他が棄権ですね。今日は15名の方がいらっしゃいますので、4名が棄権ということですね。それでは、この件については原案のとおり岐阜県知事に進達することにいたします。

次に、第2地区の現場確認をされた、井上委員さんからご意見を頂きたいと思いますので、7番から8番の案件につきまして、ご意見や補足説明をお願いします。

○4番（井上 正隆 君）
7番、8番、問題ありません。

○議長（野村 茂 君）
ありがとうございました。野田委員さん、玉田委員さんはご欠席ですので9番、10番については飛ばします。
他にご意見のある委員さんは、挙手にて発言をお願いします。

（挙手なし）

次に、第3地区、第4地区の現場確認をされた、足立委員、西部委員、長尾委員からご意見を頂きたいと思いますので、11番から13番の案件につきまして、ご意見や補足説明をお願いします。
足立委員より順番をお願いします。

○11番（足立 昌人 君）
11番の案件ですが、疑問なのが耕作できる残地なのかということと農地の出入りができるかということ。申請されている土地が41、42ページですが、隣接する道路と同じ高さに埋め立てて宅地にされるということですが、敷地の東側の田と隣接しているところが共用されるような入り口になっています。こちらを境界いっぱい埋められてしまうと、田に降りようと思うと道路幅も半分になってしまうので大きな農機具が入れなくなってしまう恐れがあります。もちろんご自身で入り口を拡張されれば問題はないのですが、そういう懸念があります。その他の田んぼに入るにはそんなに入り口がないのですが、それぞれの隣接している田んぼ、畑から入ってこられる使用方法をしていなければ今の入り口から全部のところに行くことは不可能ですから、下側の半分は反対側に入り口が住宅街の一番端っこにつながっていますからそちらから入れます。道路側ではない田は道路側の田から耕作者の方が続きで入られる持ち方をしていると思いますからそれは大丈夫だと思います。一番心配なのは入り口が現行の半分になるということです。あとは、自然の排水路がありますので、下水は道路へ、雨水も側溝から流してもらえばいいです。

○議長（野村 茂 君）
ありがとうございました。ご心配していただいたということで、問題はないということでよろしいでしょうか。

○11番（足立 昌人 君）
問題ないです。

○議長（野村 茂 君）
はい。西部委員さんご意見ありますか。

○15番（西部 徹 君）
ありません。

○議長（野村 茂 君）
長尾委員さんは何かありますか。

○16番（長尾 始 君）
特にありません。

○議長（野村 茂 君）
ありがとうございました。他にご意見、補足説明等ありましたら、挙手にて発言をお願いします。無いようですので、議案第3号について採決を取ります。2番を除いて1番と3番から13番について、原案のとおり、岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手願います。

（全員挙手）

全員挙手をいただきました。先ほど2番ですが、棄権を4名といたしましたが、3名でした。採決の対象者は14名ということになります。2番も含めまして、議案第3号の13件について原案のとおり岐阜県知事に進達することと致します。

続きまして、議案第4号事業計画変更申請に対する意見についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）
議案第4号事業計画変更申請に対する意見について

農地転用許可後の事業計画変更申請がありましたので、意見を求めます。
議案は14ページになります。

1番の案件

位置図は、25・26ページになります。

申請地は、東山公民センターの東300m程に位置する

登記地目 畑、現況地目 宅地、155㎡。

農地の区分は都市計画区域内のため、第3種農地と判断します。

変更内容は、転用事業者と申請地、及び、転用目的の変更です。

当初事業計画者は、喫茶店敷地として売買にて許可を取得し、昭和48年に店舗を建築しましたが、地目変更登記を完了しないまま、一部が道路敷地として買収され立ち退き、一部を分筆して当初の許可面積より減少し、現在に至っております。

今回、計画変更申請者より、売買したい旨の申し出があったため、計画変更の申請を行うものです。申請者は、現在、申請地の申請地の東側において自動車修理業を営んでおりますが、敷地が狭く車両置き場及びタイヤ等を保管する物置が無いため、車両置き場、物置敷地として利用したいと言うものであります。

なお、本案件は、5条3番と同時許可案件となります。

2番の案件

位置図は、45・46ページになります。

申請地は、下倉知公民館の北東に150m程に位置する

登記地目 畑、現況地目 田、2筆合計522㎡。

農地の区分は都市計画用途区域内の農地のため、第3種農地と判断します。

変更内容は、利用目的です。

事業計画者は、当初、一般住宅敷地として使用の目的で転用の許可を得ておりましたが、自己が経営するリサイクル業の従業員用社宅として使用したいと言うものです。

以上2件について、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村 茂 君）

事務局の説明が終わりましたが、質疑、補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

（無し）

ないようですので、これより採決します。議案第4号の2件について、原案のとおり、岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手願います。

（全員挙手）

全員挙手のため議案第4号の2件について原案のとおり岐阜県知事に進達することと致します。

続きまして、議案第5号農用地利用集積計画の承認についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

○農業委員会事務局課長補佐（山田 牧広 君）

事務局議案第5号農用地利用集積計画の承認について

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めます。

議案は15ページから16ページになります。

賃借権設定に関するものについて、新規が21筆40282㎡

権利の設定を受ける者は、農事組合法人〇〇外でございます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、農用地利用集積計画の承認につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村 茂 君）

事務局の説明が終わりました。議案第5号について質疑のある方はございませんか。

（なし）

質疑も無いようですので、これより採決いたします。議案第5号について、原案のとおり承認することに異議の無い方は、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

全員の挙手をいただきましたので、原案のとおり承認することとします。

以上をもちまして、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。

玉田委員さんにも出席予定でしたが、急遽体調を崩されて欠席となりました。まだ本調子ではないようです。皆さんも体調には十分注意してください。本日はご審議を賜りましてありがとうございます。

○農業委員会事務局長（山岡 透 君）

ありがとうございました。次第をご覧ください。

本日、来年度の総会等、農業委員会に関する日程をお配りしましたので、次年度もお願いいたします。また、皆様、農業委員の任期としまして、令和5年7月19日となっておりますので、ご承知おさく

ださい。また、次回の農業委員会総会は、令和5年4月7日（金）午前10時より関市役所6階大会議室を予定しております。本日はありがとうございました。

午前11時00分閉会

本日の議会の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議長

⑩

1 1 番

⑩

1 2 番

⑩